会 議 録

会	議	Ø :	名 称	第41回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議
				午後 3時00分から
開	催	目	時	令和5年4月26日(火)
				午後3時15分まで
開	催	場	所	朝霞市役所別館3階 市長公室
出	ļ	席	者	富岡市長、二見教育長、稲葉市長公室長、毛利危機管理監、金子財政課長(代理)、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長、大野朝霞消防署長(事務局) 〈健康づくり課〉鈴木課長、斎藤課長補佐、金子課長補佐 〈危機管理室〉小野澤副審議監
会	議	内	容	(1) 5月8日以降の各部の対応について (2) 朝霞市新型コロナウイルス対策本部の解散及び設置要綱の廃止に ついて
会	議	資	料	・第41回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議次第・資料「埼玉県新型コロナ5類移行に向けたロードマップ」等・朝霞市新型コロナウイルス対策本部設置要綱
				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
				■要点記録
会	議	録	0	□電磁的記録での保管(保存年限年)
作	成	方	針	電磁的記録から文書に書き起こ した場合の当該電磁的記録の保 存期間 ■会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月
				会議録の確認方法
そ 必	の要	他事	の項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

- 1 開 会 第41回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議を行うことを報告。
- 2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った。
- (1) 5月8日以降の各部の対応について

(事務局)

- ・資料「埼玉県 新型コロナ5類移行に向けたロードマップ」から県の対応について報告
- (1) 医療費公費支援について
 - ・これまで、医療費(外来、入院)の自己負担分を公費支援していたが、5月8日 以降の医療費は自己負担となる。ただし、一部の公費支援は継続される。 また、従前は発熱外来を受診していたが今後は幅広い医療機関でも受診が可能と なる。県では9月30日までに体制を整えていく。
- (2) 県民相談について
 - ・県民サポートセンターで受けていた相談は、4月21日に開設した埼玉県コロナ総合相談センターが対応していく。
- (3) ワクチン接種について
 - ・追加接種について、現在、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療介護従事者 等対象の接種を開始している。9月以降はすべての方を対象とする追加接種が開始 となる。
- (4) 基本的な感染対策等について
 - ・基本的な感染対策等についてはこれまでと変わらずに周知は継続していく。
- ・各部からの報告

(市長公室)

・現在、マイナポイントの申込支援を行っているが、ご高齢の方の来場が多いことか らマスク着用で対応していく。

(朝霞消防署)

・基本的感染症対策は継続しつつ、署内のパーテーションは撤去していく予定である。

(総務部)

- ・職員課で作成した新型コロナウイルス感染症に係る服務対応マニュアルは、5月8日 をもって廃止とする予定である。
- ・廃止後は、職員本人が感染した場合は病気休暇または年次休暇を取得することとする。 職員の同居家族が感染した場合は出勤可となる。ただし、国からの通知により妊娠中 の職員については9月末まで対応は継続する。
- ・マスクの着用については、職員または所属の判断とするが、窓口に設置しているパー テンションについては今後の感染状況が読めないため、そのままとする。
- ・これらについて職員に通知し周知を図る。
- ・今後、感染が拡大した場合はあらためて対応について相談したいと考えている。

(市民環境部)

・市民会館や市民センター等の施設については、指定管理者に対ししっかりと感染対策を 講じるよう指示している。

(福祉部)

- ・老人センターなど施設の利用については、すでにマスク着用は個人の判断としている。 なお、引き続き感染対策を講じるようよう指定管理者に指示している。
- ・障害者の作業所については、5月8日以降のマスク着用について朝霞市社会福祉協 議会にて現在検討中である。
- ・朝光苑については、重症化リスクを鑑み職員は引き続きマスク着用していく。入居者 や利用者のマスク着用は任意としている。
- ・入居者の家族との面会はオンラインかまたはガラス越しで行っているが、継続する。
- ・障害者及び介護施設事業所から感染者が発生した際には、市へ報告いただいていたが、 5月8日以降は市への報告は求めないこととする。ただし、クラスターや死亡事案など が発生した場合については引き続き報告を求めていく。

(こども・健康部)

• 保育園

保育士のマスクの着用は任意とする。

給食時に設置していたパーテーションは外す。

• 児童館

12時から13時まで館内の消毒のため閉館していたが、5月8日以降は通常どおりお昼の時間帯も開館する

(上下水道部)

- ・マスクの着用は任意とする。
- 窓口に設置しているパーテーションはそのままとする。

(議会事務局)

・6月議会前に代表者会議にて対応について検討していく。

(学校教育部)

・マスクの着用は個人の判断としている。

(生涯学習部)

- ・施設の利用時間制限は、現在はかけていない。
- ・引き続き感染症対策を講じていく。
- (2) 朝霞市新型コロナウイルス対策本部の解散及び設置要綱の廃止について

(事務局)

本対策本部について、新型コロナウイルスが5類感染症への位置づけが決定することにより政府の対策本部は「新型インフルエンザ対策特別措置法」の規定に基づき廃止となる予定である。政府の対策本部が廃止となった場合、県の対策本部を速やかに廃止することと同法に規定されていることから、国と県の廃止に合わせ「朝霞市新型コロナウイルス対策本部」及び「設置要綱」の廃止を提案する。

なお、政府対策本部の廃止後に、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」開催することとなっており、本市においても「朝霞市新型インフルエンザ等対策本部」での対応を提案する。

異議なし

提案のとおりとする。

(3) 閉 会